

第 1 回動物園条例検討部会

令和元年 10 月 31 日（木）14:00～17:00
札幌市円山動物園 動物科学館ホール

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長選出
5. 議事
 - (1) 動物園条例制定に向けた検討方針（資料 1）
 - ① 条例の必要性について
 - ② 条例のイメージ
 - ③ 検討方法
 - ④ 検討スケジュール
 - (2) 動物園に関する法令、動物福祉に関する規定類について（資料 2）
 - ① 国内法令
 - ② 自治体（条例）
 - ③ 海外の状況
 - ④ 動物福祉に関する国内外の規定
 - (3) 意見交換
 - ① 条例内容検討に必要な前提条件
 - ・ 条例の必要性
 - ・ 条例の規定内容の方向性
 - ・ 条例中の「動物」「動物園・水族館」「動物福祉」の定義（資料 3）
 - ② 条例の構成
6. 閉会

配布資料

資料 1 第 1 回動物園条例検討部会「検討方針について」

資料 2 動物園に係る法令、動物福祉に関する規定類について

資料 3 条例内容検討に必要な前提条件（動物、動物園・水族館、動物福祉の定義について）

次回会議予定

令和元年 12 月 17 日（火）14:00～17:00（動物園プラザ）

第1回動物園条例検討部会委員名簿

検討委員

五十音順

イセ 伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
カネコ 金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
クロトリ 黒鳥 英俊	認定NPO法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
コスゲ 小菅 正夫	札幌市環境局 参与
サトウ 佐藤 香	市民委員
タツミ 翼 佳子	市民委員
トオイ 遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
フクイ 福井 大祐	岩手大学農学部共同獣医学科 准教授 一般社団法人 未来を創るどうぶつ医師団 理事長
モロサカ 諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授

札幌市円山動物園・事務局

加藤 修	札幌市環境局円山動物園長
神 賢寿	札幌市環境局円山動物園経営管理課長
山本 秀明	札幌市環境局円山動物園飼育展示課長
黒川 明美	札幌市環境局円山動物園動物診療担当課長
森山 予志晃	札幌市環境局円山動物園経営管理課調整担当係長
須永 絵美	札幌市環境局円山動物園経営管理課

動物園条例検討部会設置要綱

(令和元年8月30日環境局長決裁)

(目的)

第1条 種の保存や環境教育など動物園の役割を示し、動物福祉に配慮した運営をめざす(仮称)動物園条例の検討を行うため、札幌市附属機関設置条例(以下「附属機関条例」という。)第6条第1項に基づき市民動物園会議の部会として動物園条例検討部会を設置する。

(組織等)

第2条 札幌市附属機関設置条例第4条第2項に定める臨時の委員(以下「委員」という)9名で組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、部会の目的を達成するまでとし、目的を達成したときは当該委嘱を解かれたものとみなす。

(委員長)

第4条 部会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、委員長が招集する。

2 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

3 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 部会は公開とし、会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、委員長は会議を非公開とし、会議録も非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、部会において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼等)

第7条 委員に対して、部会1回の出席につき謝礼として12,500円(源泉徴収後9,990円)を支給する。

(事務局)

第8条 部会の事務局を、札幌市環境局円山動物園経営管理課に置く。

2 円山動物園経営管理課長は事務局を総括する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

2019年10月31日第1回動物園条例検討部会

資料1

動物園条例制定に向けた 検討方針

検討方針

- 1 条例の必要性
- 2 条例のイメージ
- 3 検討の進め方
- 4 検討スケジュール

1 条例の必要性

必要性の視点1

現行法制における動物園の規定状況

必要性の視点2

現代における動物園の社会的役割

必要性の視点3

円山動物園基本方針ビジョン2050の取組を法的に担保する必要性

必要性の視点4

条例制定による市民の利益

1 条例の必要性

必要性の視点1 現行法制における動物園の規定状況

国内法令

- 動物愛護管理法、博物館法など動物園の実施事業に適用される基準があるものの、動物園の定義、動物福祉について規定したものはない。

本市及び他都市の状況

- 都市公園条例又は地方自治法に基づく公の施設の設置条例によって動物園の設置や開園時間・入園料等の管理事項を規定しており、動物園が実施する事業を挙げている事例があるものの、動物園の定義、動物福祉や動物飼育に関する基本理念や基本原則を規定した条例はない。

1 条例の必要性

必要性の視点2 現代における動物園の社会的役割

- 現代の動物園には地球規模の保全活動が求められている。
- 欧州などでは、法律により動物園は生物多様性の保全活動等に取り組みなければ存続できない。
- 今後、遺伝的多様性を考慮した繁殖計画を実行していくには、海外の動物園との交流が必要となり、その際には国際的な動物園の運営理念や遵守すべき基準に沿った取組(生物多様性の保全、教育等)を行っていることが求められる。

1 条例の必要性

必要性の視点3 円山動物園基本方針ビジョン2050 の取組を法的に担保する必要性

- 社会的役割を果たすための取組をビジョン2050に定めているが、根幹となる動物福祉を守りながら取り組んでいくためには、一定の強制性を有する自己規律の制度が必要と考えられる。
- 動物園について規定する法律がない現状においては、市民の代表機関である議会の意思決定によって制定される条例により規定される必要がある。

1 条例の必要性

必要性の視点4 条例制定による市民の利益

- ビジョン2050で定めた動物福祉を根幹とした取組が法規範的に担保されること
- 職員、行政、市民、企業の役割が明確になることで、それぞれの行動が生物多様性の保全等の取組につながり、市民が誇る動物園を持続していくことができる

具体的には...

動物園は動物福祉に配慮した飼育管理を行う。

↓

市民は生き生きと暮らす動物を通して動物の命を身近に感じ、保全活動への意識が向上

↓

市民が動物園で学んだことを生活の中で実践する。

↓

生物多様性が保全されるとともに、自然と人間が共生する社会が実現していく。

↓

地球から人間(市民)が享受する利益を継続することができる。

↓

動物園が札幌市に存在することが市民の誇りとなる。

100年先の札幌の街に誇りある動物園を引き継ぐことができる。

2 条例のイメージ

札幌市が考える動物園とはどんなものを定め、併せて円山動物園のあり方を規定する条例

名称:(仮)札幌市動物園条例

前文

条例制定に至る経緯や条例に込める想いを述べる。

第1章 総則

目的、定義(動物園・水族館、動物、動物福祉等)、職員・行政・市民・企業の役割などを明確にする。

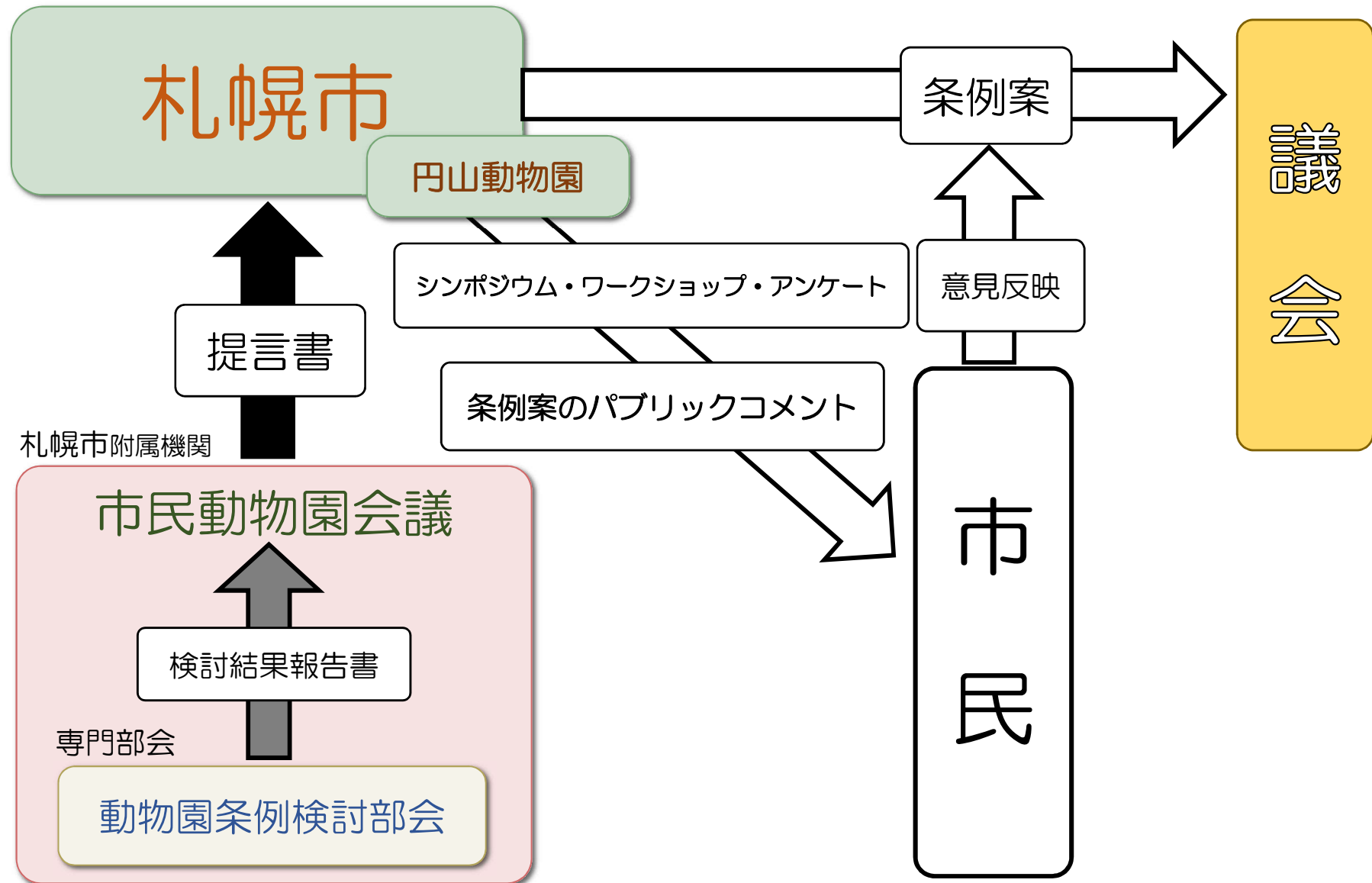
第2章 動物園・水族館の責務

動物園・水族館の取組(生物多様性の保全、教育、調査研究など)や動物園・水族館が行うべきことを明確にする。

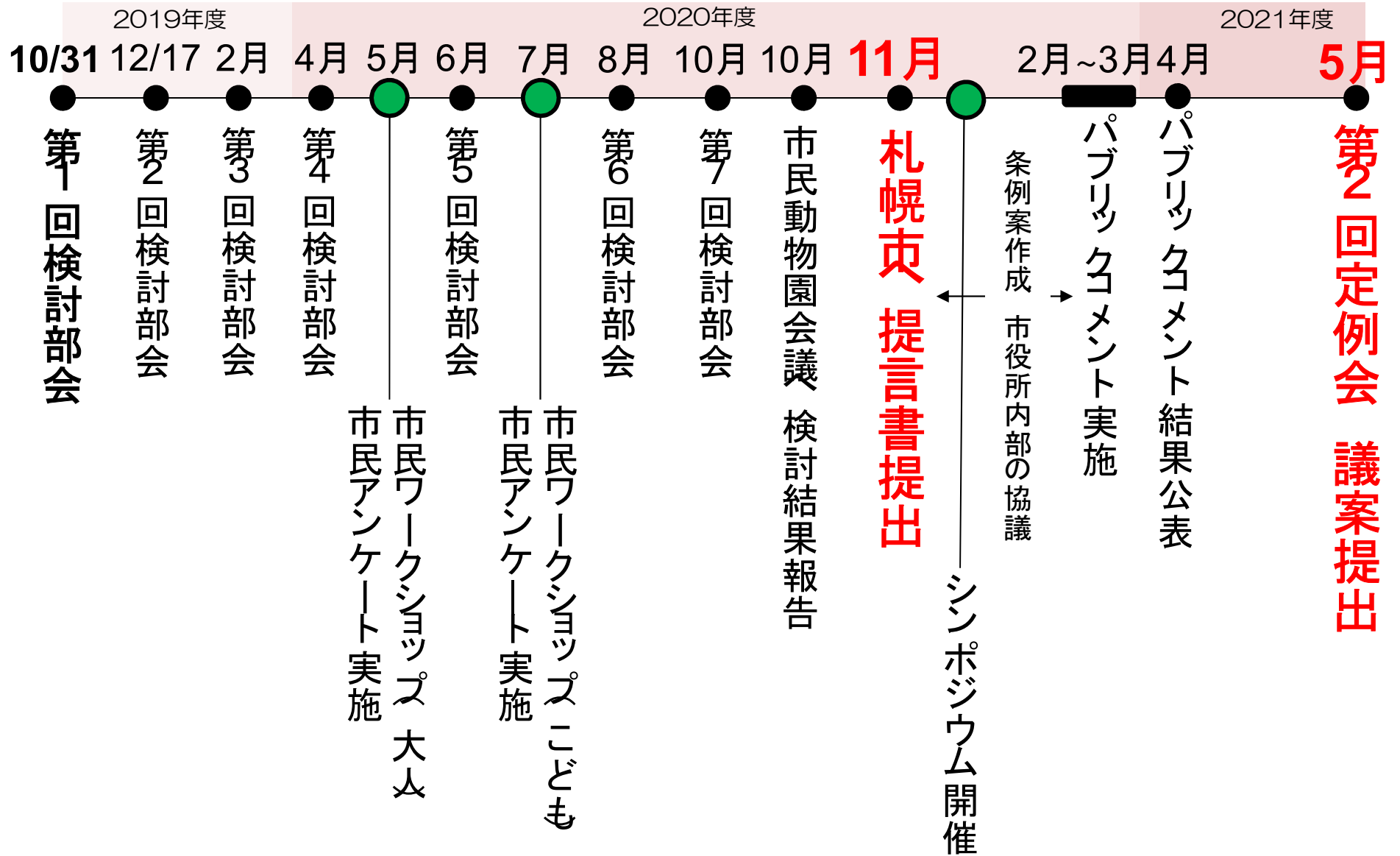
第3章 円山動物園

第1章、第2章を踏まえ円山動物園はどのように運営していくのかを明確にし、動物園職員の責務を規定する。

3 条例の検討方法



4 検討スケジュール



4 検討スケジュール

各回の検討内容

- 第1回 条例の必要性、条例の構成イメージの共有
- 第2回 条例に盛り込む項目の抽出
- 第3回 条例に盛り込む項目と構成の全体像を固める
- 第4回 条例に盛り込む項目の詳細検討①
- 第5回 条例に盛り込む項目の詳細検討②
- 第6回 条例に盛り込む項目の詳細検討③
- 第7回 検討結果のまとめ
市民動物園会議への報告内容確認

動物園に関する法令、動物福祉に関する規定類について

① 国内法令

◎ 動物園の位置づけ（設置）に関わる法令

法律	博物館法	都市公園法・ 都市公園法施行令	動物の愛護及び管理に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
目的	国民の教育と文化の発展に寄与すること（1条）	公共の福祉を増進すること（1条）	動物の愛護と動物の適切な管理（人への危害や迷惑の防止等）をもって、人と動物の共生する社会を実現すること（1条）	生物の多様性・良好な自然環境を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること（1条）
動物園の位置づけ	博物館（2条） 又は 博物館相当施設（29条） ・博物館とは、関連資料を収集、保管（育成を含む。）、展示し、その教養、調査研究、レクリエーションなどの事業を行い、資料に関する調査研究を目的とした機関（2条1項） 申請は任意 審査により登録	公園施設のうちの教養施設（法2条、政令5条）	第1種動物取扱業（10条） 又は 第2種動物取扱業（24条の2） ・動物取扱業とは、動物の繁殖、飼育、展示、売買などを行うもの 1種：営利、登録制 2種：非営利、届出制	動植物園等は、国又は地方公共団体の施策に協力し、絶滅のおそれのある動植物の種の保存に寄与するようつとめなければならない（2条）
				認定希少種保全動植物園等（48条の4） ・希少種の譲渡し等の規制緩和により生息域外保全を促進 申請は任意 審査により認定

◎ 動物園の運営（役割）に関わる法令

生物多様性の保全	教育	調査・研究	レクリエーション
<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（4、5、7、36条（5節）） 生物多様性条約（9条） 生物多様性基本法（3、5、6、11、14-16、21、27条（1節）） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）（前文、2条） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（2、7、13、48条の4-11） 	<ul style="list-style-type: none"> 博物館法（2、3条） 環境基本法（36条（25条）） 生物多様性条約（13条） 生物多様性基本法（27条（24条）） 	<ul style="list-style-type: none"> 博物館法（2、3条） 生物多様性基本法（27条（22、23条）） 	<ul style="list-style-type: none"> 博物館法（2、3条） 都市公園法（1条）

◎ その他動物園の事業に関わる法令

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・家畜伝染病予防法
- ・獣医師法
- ・獣医療法

② 自治体（条例）

◎ 各都市の動物園条例における設置目的や実施事業

	帯広市動物園条例	釧路市動物園条例	旭川市旭山動物園条例	秋田市大森山動物園条例	横浜市動物園条例
設置目的・理念	野生動物を保護し、及び調査研究するとともに動物とのふれあいを通じた情操教育、自然環境活動及びレクリエーションに資するため（1条 設置）	動物に関する知識を広め、動物への親しみを深めるとともに、市民に憩いの場を提供するため（1条 設置）	市民の動物に対する科学的教養を高めるとともに、合せて市民の保健及び休養に資するため（1条 設置）	動物園は、大森山の豊かな自然の中で、動物との出会いおよびふれあいを通して、市民のレクリエーションの場を提供することにより、自然および命の大切さについて学び、かつ、動物の命をつなぐ場を目指すものとする（2条 理念）	—
事業	—	(1) 教育的配慮のもと、動物を収集し、飼育し、及び展示すること。 (2) 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動を行うこと。 (3) 動物に関する調査研究を行うこと。 (4) 野生生物の保護及び増殖を行うこと。 (5) 遊戯施設の運営及び管理を行うこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業（3条 事業）	—	(1) 教育的配慮のもとに、動物の収集、飼育および展示を行うこと。 (2) 動物に関する知識を深めるための活動ならびに生き物および自然を愛する気持ちを育てる活動を行うこと。 (3) 動物の種の保存活動を行うこと。 (4) 動物に関する調査研究を行うこと。 (5) 野生動物の保護および救護の活動ならびにその支援を行うこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業（3条 事業）	(1) 教育的配慮のもとに、動物を収集し、飼育し、及び展示すること。 (2) 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動を行うこと。 (3) 動物に関する調査研究を行うこと。 (4) 野生動物の保護及び繁殖を行うこと。 (5) 野生動物の救護活動を行うこと。 (6) その他前各号の事業に附随する事業（2条 事業）

◎ 札幌市関係例規

- ・札幌市都市公園条例
- ・札幌市円山動物園管理規則
- ・札幌市動物の愛護及び管理に関する条例
- ・札幌市環境基本条例

③ 海外の状況

◎ 海外における法律の規定事例

	E U動物園指令（2002 発効）	イギリス 新動物園免許法（2019）
動物園に適用される要件	<p>第3条 動物園に適用される要件</p> <p>加盟国は、全ての動物園が以下の保全対策を確実に実施するために、第4、5、6及び7条に規定する処置を講じるものとします。</p> <p>○種にとって保全上の利益が見込める研究への参加、及び／又は関連した保全技術の訓練、及び／又は種の保全に関する情報交換、及び／又は適切な場合に、飼育下繁殖、生息数回復又は野生への種の再導入すること、</p> <p>○特に展示されている種とそれらの自然生息地に関する情報を提供することにより、生物多様性の保全に関する公教育と啓発を促進すること、</p> <p>○特に、飼育舎に種特有の環境エンリッチメントを施し、予防及び治療学的な獣医学的ケアと栄養プログラムを備えた高水準の動物管理を維持した、個々の種の生物学的要件及び保全要件を満たすことを意図した条件下で動物を収容すること、</p> <p>○在来種への生態学的な脅威を防ぐため動物の脱出や外部からの有害動物や昆虫の侵入を防止すること、</p> <p>○動物園に登録した動物種の最新情報を記録すること。</p> <p>第4、5、6条にて 第3条の要件を確実に充足されるように、加盟国は認可、査察、閉鎖等の措置を規定実施することが定められている。</p>	<p>第1A条 動物園において実施する保全措置</p> <p>以下は、この法律に従って動物園で実施される必要がある保全措置です。</p> <p>○次の少なくとも1つに参加すること、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の種にとって保全上の利益が生じる研究 ・関連した保全技術の訓練 ・野生動物の種の保全に関する情報交換 ・適切な場合に、飼育下での野生動物の繁殖 ・適切な場合に、ある地域での野生動物の生息数回復又は野生への再導入 <p>○特に、動物園で飼育する野生動物種とそれらの自然生息地に関する情報を提供することにより生物多様性の保全に関する公教育と啓発を推進すること、</p> <p>○各動物種の生物学的要件及び保全要件を満たすことを意図した、次の条件下で動物を収容すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各動物種の身体的、心理的及び社会的ニーズに適した環境を与えること ・予防及び治療学的な獣医学的ケアと栄養プログラムを備えた高水準の動物管理を提供すること <p>○動物の脱出防止及び動物が脱出したり許可なく動物が放たれた場合にとるべき対策を講ずること、</p> <p>○動物園の敷地内への有害な動物や昆虫の侵入を防止すること、</p> <p>○動物園の保有動物の以下を含む最新記録を保持すること、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の種数、点数 ・動物の入手方法、出生、死亡、処分及び脱出 ・死亡原因 ・動物の健康 <p>第4条において、1A条定められた要件だけでなく、施設、職員または管理基準が動物に対する適正なケアと福祉などに十分なものとの確証が得られない場合には免許不交付とすることが定められている。</p> <p>第16条～16G条において、免許条件を満たさない場合等には動物園閉鎖指令等発することができるとし、閉鎖後の動物の福祉が定められている。</p> <p>第19条において、罰則が定められている。</p>
に動物関する福祉		<p>国務大臣基準（動物園業務基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5原則—給餌と給水、環境、健康管理、正常な行動を最大限に発現する機会の提供、恐怖と苦痛からの保護に基づき詳細に規定されている。

◎ その他動物園に関する主な国際法

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称：ワシントン条約）
- ・生物多様性条約
- ・二国間渡り鳥等保護条約
- ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称：ラムサール条約）
- ・移動性野生動物種の保全に関する条約（通称：ボン条約）

④ 動物福祉に関する国内外の規定

◎ 国内の規定

JAZA 倫理福祉規定、展示動物の飼養及び保管に関する基準（動物の愛護及び管理に関する法律に基づき定められた基準） 等

◎ 国外の規定

WAZA 動物福祉戦略 等

〈参考〉動物福祉の基本的な考え方

5つの自由

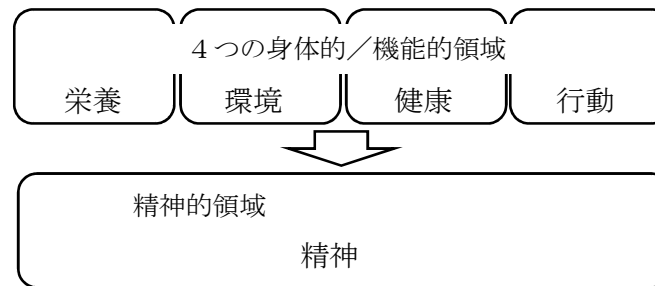
イギリス:家畜に対する福祉政策として提唱（1965）

- ・ 飢え、渇き、栄養不良からの自由
- ・ 不快からの自由
- ・ 傷害、病気からの自由
- ・ 自然な行動を発現する自由
- ・ 恐怖、苦痛からの自由

負の経験や苦痛を最小限にするという考えから、正負の経験等を与える精神状態への影響を含めた個の全体状態を評価する考えへ

5つの領域（分野）モデル

（WAZA 動物福祉戦略の評価の考え方）



身体的領域に関わる経験とそれらの影響による精神的状態を加味し、全体で動物福祉の状態を表している

規定の主な内容

それぞれの規定で記述範囲や項目の立て方は異なるが、4つの領域に関連する内容としては右記のようなものがある。
その他、規定によっては、保全、教育、調査研究、パートナーシップ、記録等に関わる分野が定められている。

栄養	適切な栄養や飲水に関する事、提供の方法に関する事等
環境	飼育や展示のデザイン、衛生面、動物収集計画や繁殖計画、動物の移送に関わる事等
健康	獣医学的管理に関する事等
行動	環境エンリッチメントに関する事等

条例内容検討に必要な前提条件

動物、動物園・水族館、動物福祉の定義について

◎ 動物とは

法律上では、哺乳類、鳥類など分類により明記されているものが多く、海外の動物園の規定では、「飼育する全ての動物」という表現がみられる。

【参考】国内外の法令等で定められている動物の範囲

法律名（国名）	対象としている動物の範囲
動物の愛護及び管理に関する法律	規制措置の目的等に応じて異なる ・基本原則等（努力規定）：動物一般 ・危険動物の飼養規制：哺乳類・鳥類・爬虫類 ・動物取扱業の規制：哺乳類・鳥類・爬虫類（除：実験・畜産動物）
展示動物の飼養及び保管に関する基準	哺乳類、鳥類、爬虫類
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	希少野生動植物種 ：鳥類、哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、陸産貝類、甲殻類、植物
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	哺乳類・鳥類に属する野生動物
新動物園免許法（イギリス）	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他であって植物や菌類ではない多細胞生物

事務局案

動物…飼育する全ての動物

◎ 動物園、水族館とは

- ・国内では動物園や水族館を定義する法律はない。
- ・地方公共団体が定めている動物園の条例においても、それらに一切ふれられていないか、目的や事業内容を提示するにとどめている。
- ・(公社) 日本動物園水族館協会では、動物園水族館には、種の保存、教育・環境教育、調査研究、レクリエーションの4つの社会的役割があるとしている。(博物館法の目的に類似)

【参考】 海外の動物園を規制する法律

- ・EU (欧州連合) 指令 (1999)

動物園とは、野生種の動物が公衆への展示のために年7日間以上飼育されているすべての恒久的施設(サーカス、ペットショップ、種数点数が少ないため生物多様性保全の目的が妨げられないことを理由に加盟国が免除した施設を除く)と定義している。(2条)

動物園の適用要件として、種の保全、生物多様性保全の公教育の実施、高水準の飼育管理の維持などを定め、加盟国への認可制度の導入を義務付けている。(3条)

- ・(公社) 日本動物園水族館協会 動物福祉に関するワークショップ(2017~2019)の研修資料より抜粋

動物園/水族館(zoo/aquarium)

一般の来園・来館者のために運営・公開されている常設の施設で、主に生息域外の環境下で生きた動物を維持している所

- 鳥類園・バードパーク(bird park)

生きた鳥類を一般に展示することに特化した施設

- 爬虫類園(reptile park)

生きた爬虫類を一般に展示することに特化した施設

事務局案

動物園・水族館…一般の来園・来館者のために運営・公開されている常設の施設で、主に生息域外の環境下で生きた動物を維持している所のうち、次の全てのことに取り組む施設をいう。

- 生物多様性の「保全」
- 生物多様性に関する「教育」
- 生物多様性に関する「調査・研究」

◎ 動物福祉（アニマルウェルフェア）とは

・札幌市円山動物園基本方針「ビジョン 2050」（3章2 P.24）では、
「動物たちが健康で栄養状態もよく、安全で野生本来の行動が発現可能な生活を送ることができる動物福祉」

「福祉は、動物の視点にたった、人の動物に対する専門的、客観的・科学的スキルを前提としたアプローチ」

【参考】

・世界動物園水族館動物福祉戦略（2015）では、
国際獣疫事務局（OIE）の動物福祉についての勧告（2008）の定義を引用している。

（以下はOIEの動物福祉についての勧告（2019）下線部変更部分）

「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう（ここまで農水省訳文）。

動物が健康で、快適で、良好な栄養状態で、安全であり、肉体的にも精神的にも重要な生来の行動をとることができ、痛みや恐怖や苦痛など不快な状態に苦しんでいない場合に、その動物は良好な福祉状態（welfare）にある。

良好なアニマルウェルフェアは、病気の予防、適切な獣医学的治療、避難所、栄養と管理、刺激と安全な環境、人道的な取扱い、ならびに人道的なとさつまたは殺処分を求める。アニマルウェルフェアは、動物の世話、動物の飼育、人道的な取扱いなどその他の用語によって動物が受けている状態に言及する。」

・（公社）日本動物園水族館協会の動物福祉ワークショップ（2017～2019）研修資料より抜粋

「動物個体の福祉とは、動物の状態であり、動物がその環境に対応しようと試みていることに関するもの（Broom 1986, Broom 2007）である。福祉は、動物の飼育管理行為や動物が受けるケアではなく、動物の状態に関わるものである。」

事務局案

動物福祉…動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。

動物福祉の用語の使い方（例）

「動物福祉を最良にした飼育展示」「動物福祉を良い水準へ高める」

×動物福祉＝動物の飼育管理行為、動物が受けるケア